

## 建設リサイクル法の通知は電子申請をご利用ください

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)第11条に基づく通知は従来の窓口・郵送による他、4/1から「岡山市電子申請サービス」による提出が可能になりました。送付されたステッカーを印刷し、汚損しないよう工事現場の見やすい位置に掲示してください。

※利用者登録をすれば過去に提出した内容や利用者情報を参照することができるため便利です。

- ① 岡山市のホームページ「建設リサイクル法」から「岡山市 電子申請サービス」へアクセス



- ② 検索キーワードに『建設リサイクル法通知』を入力して検索 or 一覧から【建設リサイクル法通知(建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)】を選択、手続き説明が表示されるので内容確認後「同意する」をクリック

- ③ 電子申請の画面に必要事項を記入し、申込確認画面で記入内容に間違いがないことを確認後「申込み」をクリック

※PDF プレビューで通知様式での確認も可能。



- ④ 申込みが完了すると、登録したメールアドレスに電子申請サービス(到達通知)が届きます。

※この時点では処理中となります。

- ⑤ 翌開庁日に担当者が内容を確認し、修正がなければ『通知ステッカー』が発行され、【届出完了通知】が届きます。

【届出完了通知】が来たら、ログインした状態で電子申請サービスの「申込内容照会」画面から該当する通知の「詳細」をクリックすると、返信添付ファイル欄より通知様式と通知ステッカーがダウンロードできます。

(補正指示があった場合も同じ場所から修正可能)

※ステッカーについては、ラミネート等汚損しないような工夫をして、工事現場の見やすい位置に掲示ください。



**手続きは以上となります。**